

◇令和7年度南風原町認可保育施設入所基準表◇

基礎指数	保育を必要とする事由等	指数	詳細	指数	詳細	
	就労・就学	10点	月170時間以上	9点	月155時間以上170時間未満	
		8点	月135時間以上155時間未満	7点	月100時間以上135時間未満	
		6点	月80時間以上100時間未満	5点	月64時間以上80時間未満	
		+1点	父又は母が単身赴任(赴任先が県外・離島の場合で、赴任先への住所異動が確認できる場合)			
	入院	10点	A 1ヶ月以上	9点	B 1ヶ月未満	
	自宅療養	10点	A 常時病床、精神疾患・感染症		8点	B 常時安静
	通院	10点	A 週5日以上		9点	B 週4日
		6点	C 上記以外			
	心身障害者	10点	A 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難となる場合			
		8点	B 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳Bの交付を受けており、保育が著しく困難となる場合			
		6点	C 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合			
		5点	D 上記以外			
	介護	10点	A 身体障害者手帳1・2級、要介護度4以上または、これらに相当する方を週5日以上居宅介護する場合			
8点		B 身体障害者手帳1～4級、要介護度2以上または、これらに相当する方を週4日以上居宅介護する場合				
5点		C 上記以外(送迎・入院付添含む)				
妊娠・出産	10点	産前2か月・産後3か月				
求職	4点	求職活動の為に外出を必要とする場合(起業準備中を含む)				
災害	10点	火災・風水害等で家屋が失われ復旧にあたっている場合				

調整指数	ひとり親世帯	12点	祖父母同居世帯	14点	単独世帯	
	生活保護世帯	4点	生活保護受給世帯			
	発達支援児童の申込	3点	発達支援児童の申込(きょうだい児は含まない)			
	きょうだい児の申込	1点	きょうだいのいる保育所に申込をする場合			
		1点	多子世帯(就学前児童が3人以上いる世帯)			
		1点	申込児童が多胎児の場合			
	保育料未納世帯	△8点	入所希望月の3か月前(4月入所は11月分)を基準とし、保育料に未納がある世帯			
	その他	5点	在園施設への申込(きょうだい児は含まない)			
		2点	保育士または幼稚園教諭の子ども(保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭として月155時間未満勤務している、または勤務予定の場合に限る)			
		5点	保育士または幼稚園教諭の子ども(保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭として月155時間以上勤務、または勤務予定の場合に限る)			
		△1点	転入予定者として入所申込をしている世帯			
		△10点	申込書類等に虚偽があった場合			
15点		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(虐待・DV、またはそのおそれがある場合含む)				

【同一指数の場合の優先順位】			
優先順位	項目	優先順位	項目
①	町内在住の者	②	当該保育所にきょうだい児がすでに在籍している者
③	きょうだい児と同時に入所できる場合	④	ひとり親世帯
⑤	保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭として勤務している	⑥	基礎指数の高い世帯
⑦	審査時点において3か月以上待機の状態にある場合(例:4月入所審査の場合、前年度12月時点で待機の状態)	⑧	保育料の滞納がない世帯
⑨	年度内に入所案内を辞退した事がない者		
⑩	上記でも順位が決定しない場合、(1)から順番に優先とする。(父母どちらか優先順位が高い番号を選定し、優劣を判断する) (1)災害 (2)傷病 (3)就労(育児休業明け含む) (4)出産 (5)介護 (6)就学 (7)就労内定者 (8)就学予定者 (9)求職		
⑪	入所希望月において町内在住日数の長い者(父母等の保育料算定対象者の町内在住日数のうち、長い方を世帯の期間とする。)		
⑫	入所希望前年度の所得の低い世帯(父母等の保育料算定対象者の合算)		

◇入所審査について◇

入所申込受付期間に提出された書類等をもとに審査を行います。

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた「基礎指数」をつけます。
- ②条件に該当する場合は「調整指数」をつけます。
- ③「基礎指数」と「調整指数」を合算し、合計指数を算出します。
- ④各施設の受入可能数に応じて合計指数の高い方から順に入所案内を行います。
・同じ合計指数の方が複数名いる場合、「同一指数の場合の優先順位」の項目に基づき優先順位を決めます。

- ※ 申込時と入所時の就労時間が特別な理由なく短くなる場合(退職含む)は、再審査となり保育の入所決定または内定の取消し、若しくは退所となる事があります。
- ※ 3月末で地域型保育施設を卒園する児童が、次年度4月から町内認可保育施設3歳児クラスへの入所を希望する場合、□地域型保育施設卒園児のみで優先的に入所選考を実施し、その後に転園希望を含む新規入所申込の入所選考を実施します。